令和８年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市浦上台２―26―３大坂山ハイツ101、住民票上の住所神奈川県横須賀市ハイランド２丁目39番５号
債務者　山田　一星
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２０９号
神奈川県三浦市三崎町六合273番地
債務者　雲南　　渉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目20番地
債務者　及川　陽生
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３８号
滋賀県東近江市宮川町658番地47
債務者　小林　真央
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市平田町892番地９
債務者　美容室ひろこと　中川　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２４３号
広島県福山市引野町二丁目18番４－１号102
債務者　中尾みらい
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４５号
広島県福山市奈良津町三丁目７番23号
債務者　川上　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２４号
山口県下関市長府豊城町９番35号　グランデュオ長府　101号
債務者　福島　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
山口県下関市綾羅木新町２丁目13番９―206号　ヴィラナリー綾羅木　１号棟
債務者　髙山　　泉（旧姓山内）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３２３号
愛媛県松山市東石井７丁目５番７号
債務者　清水　　綾
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８６号
宮崎県西都市大字茶臼原693番地、前住所熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5349番地
債務者　畝　奈菜三
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９４号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅205棟５号
債務者　藏滿　直子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９７号
宮崎市大字本郷北方3081番地１
債務者　志水　大祐
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９８号
宮崎市大字本郷北方3081番地１
債務者　志水　眞琴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７６号
沖縄県南城市佐敷字津波古269番地（吉田宅）
債務者　吉田　千賀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４０８号
沖縄県浦添市宮城１丁目28番５―401号　サニーパートナー58
債務者　比嘉　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５６号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内３丁目５番９号、前住所栃木県宇都宮市岩原町655番地３
債務者　渡邉　寿弥（旧姓中山）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部